

近世京都大名火消の基礎的考察

藤 本 仁 文

【要約】 本稿は、元禄三（一六九〇）年成立の京都大名火消の分析を通して、畿内近国地域の大名が当該地域の支配に果たした役割を明らかにするものである。本制度の実際は京都所司代らの指揮下に入るものの、任命等の制度的手続きは、江戸において將軍・老中によつてなされた。担当する大名に関しては、享保七（一七二二）年以前は外様大名を含めて構成されていたが、以降は周辺の譜代大名のみが担当することになる。それは、譜代四藩のうち在国二藩が半年間ずつ交替で京詰の月番を勤め、また、当番・非番にかかわらず、京都が大火であれば各城下から火消部隊が出動するというものであった。この大名火消制度は軍役であり、火消のみならず、特に禁裏の軍事防衛という性格を有していた。また、本制度の改変は、当該期に展開された上方支配機構の制度改革の一環であり、民政同様、軍政面においても直轄化・制度化が図られたのである。

史林 八八巻二号 二〇〇五年三月

はじめに

江戸時代、畿内近国地域には、幕府（町奉行所）と個別領主の二元的支配が展開しており、安岡重明氏以来、多くの論者がこの両者の関係の解明に取り組んできた^①。中でも最も包括的な成果といえるのが、藪田貫氏の「支配国」論であるが、近年、村田路人・岩城卓二氏が用聞・用達の^②、熊谷光子氏が在地代官の役割を明らかにし、領主制に注目しつつ、この「支配国」論を深化させている。しかし諸氏の研究が分散所領・幕府領を分析対象としており、まとまった所領を持つ大

名領については、課題を残したままであることはすでに指摘されている。^⑤これに関しては、尼崎藩は他の個別領主と比較して幕府広域支配権の浸透度が低く、独自の経済政策が展開されていた、というかつての八木哲浩氏の指摘^⑥を改めて議論に組み込んでいく必要がある。以上のような研究蓄積により、両者の関係の具体像が捉えられつつあるものの、これらの視角では、大名の個別領主としての側面のみが分析対象とされるため、幕府の広域支配権に対峙する像が強調されがちである。こうした研究状況に新しい視角を提示したのが、水本邦彦氏である。水本氏は、村に領主とは全く関係のない他藩の侍が日常的に入ってくる事実注目し、畿内近国の大名が土砂留と呼ばれる砂防工事を他領にまで踏み込んで担当していることを明らかにし、大名をこの地域の広域支配の担い手として位置付けた。^⑦岩城氏は、この視点を受け継ぎ、尼崎・岸和田藩による大坂守衛を取上げ、軍事力の面から、畿内近国における大名の存在意義を指摘した。^⑧

両氏のような、畿内近国大名の積極的位置付けを行なうための一つの論点として指摘されているのが、京都大名火消である。^⑨京都における大名火消は元禄三(一六九〇)年に畿内近国小藩で勤める京都火消御番として開始され、その後二度の制度改革を経て、享保七(一七三二)年に膳所・淀・亀山・郡山藩の四藩で勤める京都火消役として確立する制度である。この京都大名火消については、樋爪修・安国良一・針谷武志・横田冬彦氏によって、部分的には明らかにされているものの、その制度全体を包括的に分析したものは存在せず、基本的事項についてもいまだ未解明な点が多く、検討の余地を残している。本稿では、まずこの京都大名火消の制度的事実を明らかにするとともに、その分析を通して当該地域における大名の存在意義を明らかにする。これを第一の課題とする。また元禄・享保期は上方支配機構の転換期にあたり、特に享保七年は「国分け」をはじめとする重要な制度的改変が集中的に行なわれた年にあたる。大名火消制度の改変も、この一連の改革の一環であったと考えられる。よって、本制度の分析を通して、当該期に展開された上方支配機構の制度的改変の特質について、その一端を示すことが可能であると考える。これを第二の課題とする。

なお、京都大名火消の語は総称として用いることとする。史料上では「京都火消」と記述されることが多いが、担当大

名、任務等が異なり、また同時期に二つの大名火消が併存している場合もあり、制度的に区別する必要もある。よって、すでに先行研究で使用されている、元禄三年成立の京都火消御番、宝永六（一七〇八）年成立の京都常火消と禁裏御所方火消、享保七年成立の京都火消役の名称を使用することにする。また、本稿は史料の残存状況などから、享保七年以降の譜代四藩が勤める京都火消役を分析の中心とする。

- ① 安岡重明「近畿における封建支配の性格——非領国に関する覚書——」〔ヒストリア〕二二、一九五八、後に同「日本封建経済政策史論」、大阪大学経済学部社会経済研究室、一九五九に収録、増補版は晃洋書房、一九八五、八木哲浩「大坂周辺の所領配置について」〔日本歴史〕二二二、一九六七、同「幕府領国と尼崎藩」〔地域史研究——尼崎市立地域研究史料館紀要——〕一四一三、一九八五、「尼崎市史」二（尼崎市役所、一九六八）第五章第一一六節、藪田貴「近世畿内所領構成の特質」〔ヒストリア〕七三、一九七〇、同「撰河支配国」論——日本近世における地域と構成——〔脇田修編「近世大坂地域の史的分析」、御茶の水書房、一九八〇〕、水本邦彦「畿内・近国社会と近世的国制」〔同「近世の郷村自治と行政」第九章、東京大学出版会、一九九三〕
- ② 前掲藪田論文〔「撰河支配国」論〕。
- ③ 村田路人「近世広域支配の研究」〔大阪大学出版会、一九九五〕、岩城卓二「大坂町奉行所と用達」〔日本史研究〕三四九、一九九二、同「近世村落の展開と支配構造——「支配国」における用達を中心に——」〔同前三五、一九九二〕。
- ④ 熊谷光子「大坂町奉行所への諸届けと「村々」」〔同前四二二、一九九七〕、同「畿内・近国の旗本知行所と在代地官」〔同前四二八、一九九八〕。
- ⑤ 岩城卓二「幕府畿内・近国支配における譜代大名の役割——撰津国
 尼崎藩と和泉国岸和田藩を中心に——」〔歴史研究〕三五、大阪教育
 大学歴史研究室、一九九八〕、同「畿内・近国支配論における尼崎藩
 研究の意義」、横田冬彦「非領国」における譜代大名」〔地域史研究
 ——尼崎市立地域研究史料館紀要——〕二九二、二〇〇〇〕。
- ⑥ 前掲八木論文、「尼崎市史」一第五章第四・六節。
- ⑦ 水本邦彦「土砂留役人と農民」〔史林〕六四一五、一九八一、後に
 同「近世の村社会と国家」、東京大学出版会、一九八七に収録、同
 「近世の奉行と領主」〔注①同著第八章〕。
- ⑧ 前掲岩城論文注⑤。以下、前掲岩城論文と表記した場合は注⑤を指
 すこととする。
- ⑨ 前掲岩城論文二二三頁、前掲横田論文六六～六九頁。
- ⑩ 樋木修「江戸時代の京都大名火消——膳所藩を例として——」〔近
 江地方史研究〕二七、一九九二〕、安国良二「京都天明大火研究序説」
 〔日本史研究〕四二二、一九九〇〕、針谷武志「軍都としての江戸と
 その終焉——参勤交代制と江戸勤番——」〔関東近世史研究〕四一、
 一九九八〕、前掲横田論文、その他「京都の歴史」五（京都市史編纂
 所、一九七九）に若干記述がある。また特に郡山藩に関して、「国史
 大辞典」〔吉川弘文館、一九八五〕、「藩史大事典」五（雄山閣出版、
 一九八九〕、「大和郡山市史」〔柳沢文庫専門委員会、一九六六〕、「奈
 良市史」通史編三（奈良市史編集審議会、一九八八）に若干の記述が
 ある。

① 村田氏が包括的な整理を行っている（村田路人「幕府上方支配機構の再編」『大石学編』日本の時代史一六、享保改革と社会変容」、吉川

弘文館、二〇〇三）。

第一章 京都大名火消の成立と変遷

本章では、享保七（一七三二）年京都火消役設立に至るまでの京都大名火消の成立と変遷について、前掲の樋爪・横田両氏の分析を踏まえ、新たに明らかにした点を補足しながら、概観しておく。まず、元禄三（一六九〇）年までは、京都における大名火消は制度としては存在していなかったと考えられる。淀・高槻・膳所藩が承応二（一六五三）～延宝四（一六七七）年までの数度の火災に城下から出動し、消火活動を行っている。また、延宝期の御所造営を担当した岡山藩は、造営中も度重なる火災に見まわれ、自身が消火活動にもあたっている^①。このためかとも思われるが、延宝二～五年の御所造営中、膳所藩は火消番を勤めた。以上のように、元禄三年までは、大火時には周辺の譜代藩が駆け付け、または特定期間中臨時に火消番に任命される、というものである。

元禄三年、京都火消御番が設けられる。これは丹波・大和・近江の外様小藩が、九月から翌年三月までの冬季に、順番に京都に詰める、というものである。柳本藩は、元禄五・一三年に当番を勤めているが、いずれも老中連署奉書によって任命され、所司代の指示を仰いで勤める様に申し付けられた^②。綾部藩も同様であり、元禄六年、月番老中戸田忠真から、「京都火消役儀被仰付候段、御奉書ヲ以被仰出」^③ている。また、二条御蔵から、当番を勤める大名に三百人扶持が、「火消屋敷留守居小嶋清兵衛」に役料として五石式人扶持が、それぞれ支給された。火消屋敷とは、大名火消が拠点にした屋敷と考えられ、元禄三年の勘定所の支出項目にその建設費が記載されている^④。この制度は宝永三（一七〇六）年に一旦廃止され、京都所司代の兼務となるが、同五年五月の京都大火、禁裏延焼により、翌六年に大幅な制度改革が行われ、二つのおおきな火消が設けられる。一つは京都火消御番を通年化し、三月、九月を交代時期とし二藩が半年間ずつ勤める京都常

(定) 火消である。京都火消御番を勤めた藩に加えて摂津国西代・麻田藩、河内国狭山藩も勤めた。正徳元(一七二一)年九月～同二年二月、享保元年九月～同二年二月の当番の柳本藩、享保四年九月～同五年二月の当番の綾部藩はいずれも老中奉書によって任命された。^⑦ なお、この京都常火消は京都町火消とも呼ばれ、町方を担当区域にするものである。

正徳五年三月～九月、小室藩が常火消の当番を勤めた際の状況を簡単に見ておく。^⑧ 小室藩は、二月二九日に麻田藩より当番を引継ぎ、河原町三本木の火消屋敷^⑨に入り、所司代に挨拶と伺いを行なっている。その伺いの一つに、「養源院・知恩院・南禅寺此三ヶ所ハ、洛外ながら近辺火事之節自分も相越候段先役令申伝候、いかか可致と承候へハ、前々之通可有心得旨被仰候」とあり、担当範囲の洛中に加えて、洛外ではあるものの養源院・知恩院・南禅寺近辺火災時の出勤も任務とされていた。また、「前々より火消御役義相助候衆中、禁裏 法皇御庭見分仕来候」ため、禁裏附の案内で紫宸殿・清涼殿などを見分している。これは「万一非常之節之為」であり、後述する禁裏御所方火消が設けられているにもかかわらず、御所消防も常火消の任務であった。二条城消防に関しては、「二条城辺万一非常之節のため、兼而土井豊前(利良)殿へ判鑑札さし遣置」と入城の際に必要な判鑑が大番頭に提出されている。また、御蔵奉行から「今月・来月分の扶持方米」として、三百人扶持の二ヶ月分に相当する、米八七石を受取り、以降も同様に支給された。当番交代に関して、小室藩は、江戸留守居より後任に大溝藩が任命されたことの通達を受けたため、江戸への交代の御札と参勤交代の時節伺について規定通り所司代に指示を仰いだ。記述されている先例が興味深いので見ておこう。西代・園部両藩が交代のため、所司代松平信庸に対し江戸への御札と伺いについて指示を仰いだ。所司代からの指示は「未江戸令御左右無之候間、江戸へ之勤ハ少々被差控候様ニ」というものであった。四、五日後、「代り被仰付候義、御継飛脚にて申来候」ため、先日尋ねがあった江戸への御札と伺いについて指示した。以上の事例から、大名火消の任命は江戸で老中奉書により行なわれ、所司代はその報告を受けるのみであるといえる。

この常火消と併存する形で、御所を担当とする禁裏御所方火消が新たに制度化される。これは、淀・膳所・郡山・亀山

の譜代四藩が任命され、江戸参勤していない二藩が半年交替で勤めるといふものである。当番の藩は、郡山藩の場合、騎馬一〇騎、足軽六〇人を、他三藩の場合は、騎馬八騎、足軽五〇人を、そしてこれに応じた人数の中間をそれぞれ京都屋敷に常置させることを申し付けられた。また、屋敷については所司代松平信庸に尋ねるように申し付けていること^⑩から、老中によってこの申渡しがなされたと推測できる。さらに、享保七年二月、大名火消制度は再び改定される。老中水野忠之に禁裏御所方火消四藩の江戸留守居が呼ばれ、洛中の火消も担当することが申渡された^⑪。この制度改革により、これまで洛中の火消を担当していた常火消は廃止され、ここに淀・膳所・郡山・亀山の譜代四藩で京都の火消を勤める京都火消役が成立する。京都大名火消制度は、元禄三年に開始され、宝永三、六年の制度改革を経て、享保七年、この京都火消役成立をもって確立する。また後に、この四藩の内を除除される藩が存在した場合は、高槻・篠山藩が代行するようになる。本章では、享保七年までの京都大名火消の成立と変遷を見てきたが、新たに本制度の任命が老中奉書、また制度改革が老中の申渡によってなされていることを明らかにした。この点は、本制度を分析する際、江戸の將軍・老中が掌握している権限と、京都所司代が持つ権限とを明確に区別すべきことを示唆している。従来の研究では、この区別は全くなされてこなかったが、次章以下の論で明らかにするように、両者を区別する視点を導入してはじめて、制度運用の実像に迫りうることと思われる。次章では、この視点を含みつつ、享保七年成立の京都火消役を分析してゆきたい。

- ① 野村玄氏のご教示による。「延宝貳寅ノ年同六月ノ年迄禁中新院御普請御手伝留帳」（岡山大学附属図書館池田家文庫所蔵）。
- ② 『柳本織田家記録』（秋水政孝編、一九七四）六八・七〇頁。
- ③ 『役所日記書抜』（『綾部市史』史料編、綾部市史編纂委員会、一九七七）一一〇頁。
- ④ 『元禄覚書』（『新撰京都叢書』一、臨川書店、一九八五）八五頁。
- ⑤ 『京都覚書』（『日本都市生活史料集成』三都篇一、学習研究社、一九七七）二四〇・二四一頁。
- ⑥ 大野瑞男「元禄期における幕府財政」（『東洋大学大学院紀要』二二、一九八五、後に同著『江戸幕府財政史論』、吉川弘文館、一九九六）収録、二四三・二四九頁、なお本屋敷の場所は、史料と地図の双方においても確認できていない。
- ⑦ 『柳本織田家記録』八八・八九頁、「役所日記書抜」（『綾部市史』史料編）一四四頁、『月堂見聞集』中（『続日本随筆大成』別巻近世風俗見聞集三）一四八頁。
- ⑧ 『京都火消勤役中日記』（『佐治重宗所蔵文書』、滋賀県立図書館写

真版)、史料の所在については岩城氏のご教示による。以下の分析は特に注記しない限り、本史料を使用した。

⑨ 地図については、「大塚コレクション」(京都大学附属図書館所蔵)を使用した。本屋敷については、宝永六年作成の地図(京都図総目録「番号四三―四六」)では、記載があるものとなしいもの、さらに貼り紙で記載されているものが混在している。正徳五年の地図(番号五

一・五二)では記載があり、享保八年の地図(番号五六)では、「九条殿屋敷」と埋木がなされている。また、火消屋敷には火の見櫓も描かれている。

⑩ 『京都御役所向大概覚書』上(清文堂史料叢書第五刊)、一九七三)一一五頁。

⑪ 前掲植爪論文五頁、『享保通鑑』(近藤出版社、一九八四)一三〇頁。

第二章 将軍・老中と京都火消役

本章では、京都火消役の任命等の制度的な手続を分析し、本制度が幕藩体制においていかなる位置付けにあるかを明らかにする。

第一節 将軍による任命

享保七(一七二二)年に四藩で開始された京都火消役であるが、後述するように様々な理由で免除され、代行として高槻・篠山藩が任命される。本節では、この火消役の任命について分析する。享保八年郡山藩主本多氏断絶後、翌九年柳沢氏が郡山に入封し、同一四年一月二日、老中酒井忠音から「京都火消被 仰付候、来戌三月々亥三月迄可被相勤候、稲葉美濃守(正任)・本多主膳正(康敏)・青山因幡守(俊春)・永井飛騨守(直期)申談可相勤候」という書付を渡された^①。郡山藩主柳沢吉里は、翌一五年三月より一年間京都火消を勤めること、淀・膳所・亀山・高槻の四藩主と相談して勤めることが申渡された。柳沢氏が同年三月より初めて京詰の月番を勤めたことは『月堂見聞集』によっても確認できる^②。ただ、「来戌三月々亥三月迄」と期間を限定した任命であること、同一七年には当番を勤めていないこと、次節で分析する他藩と組み合わせられた参勤交代が同一九年に開始されていることを考慮すると、この時の郡山藩の任命は試験的なものであ

つたと考えられる。同一九年六月一日に、郡山藩は左の老中連署奉書で京都火消役に任命されるとともに、参勤交代についても指示がなされた。

【史料1】

京都火消為稲葉佐渡守（正親）代、其方江被仰付、向後本多主膳正与在所可為交代、旨被仰出候、右之趣被得其意相談可有勤仕候、今年之儀者主膳正参府候様二相違候事候、恐々謹言、

六月十三日 松平伊賀守

信祝

（中略）

松平甲斐守（柳沢吉里）殿^⑤

これ以降は、奉書ではなく、月番老中から渡される書付となるが、「京都火消被仰付候」という上意文言を含む形式であり、將軍の意向を伝えるという点では変わりはない。また免除も同様で、例えば寛政四（一七九二）年、郡山藩は「京都火消、当分御免被成候、為代永井日向守（直進）被仰付候間、可被得其意候」という文言を含む書付が月番老中松平信明から渡された^④。

以上のように、京都火消役の任命権は將軍が掌握しており、老中奉書、のちに簡略化されて、將軍の意向を伝える老中書付によってなされた。また延享一（一七四五）年に郡山藩主柳沢吉里が死去し、信鴻が家督を相続するが、翌年六月五日、老中堀田正亮より、「京都火消之儀、如父甲斐守時被 仰付候間、本多主膳正（康敏）被相談可有勤仕候」という書付が渡された。こうした藩主代替りごとの書付がいかに重要であったかは、次の事例からも指摘できる。享保一五年六月二〇日の京都大火の際、淀藩は出動しなかった。その理由は、「越中守（正親）殿此間家督相続、いまだ京都の火事に 出馬可致との申渡し無之^⑥」ためであり、新藩主正親が家督相続直後で、京都火消役の任命を將軍より受けていなかった

めであった。

第二節 京都火消役の参勤交代

近年、藤井讓治氏が、参勤交代制の位置付けを行う新たな視点として、軍事力の配置という問題に注目した^⑦。藤井氏は、寛永二〇（一六四三）年以降、鳥原の乱の対応への反省から、各地の大名の参勤交代が組み合わされる体制が作られていくことを指摘した。これは、例えば高田藩松平氏と加賀藩前田氏が交互に参勤することを命じられたように、一方の藩主が在府中、必ずもう一方の藩主は在国していることを原則とするものである。特定の地域に大名が一人もいないという事態を避け、軍事的空白を作らない体制ができあがるわけであるが、畿内近国の実態についても、すでに詳細な分析がなされている^⑧。まず、尼崎藩と岸和田藩では参勤交代が組み合わされていた、すなわち尼崎藩帰国後、岸和田藩が国許を出発し、翌年はその逆であり、これが繰り返される体制であった。また、参勤時節伺い後と国許を出立する直前および帰国後は、互いの藩は勿論、所司代ら幕府上方役人、近隣大名にもその旨を通知していた。京都火消役では、二藩ずつが組み合わされており、他の二藩主の帰国を待って、在国二藩主が出立したが、その組み合わせは論者によって一致せず、検討の余地を残している。

【史料1】では郡山藩の火消役任命とともに、膳所藩主本多氏と「在所可為交代旨」、また当年は本多氏が参府するよに申付けられている。つまり、膳所藩主と新たに任命された郡山藩主の参勤交代が組み合わされており、京都火消役と参勤交代制が不可分の関係にあったことが分かる。以下では、郡山藩を素材に、参勤交代の手續を分析するが、重要なものは、二月の参勤時節伺いと九月の帰国もしくは国許発駕である。まず、二月の伺いに対しては、例えば安永六（一七六九）年には、左の奉書が郡山藩の使者に渡された。

【史料2】

御状令披見候

公方(家治)様、大納言(家基)様、益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤候、将亦、參勤時分之儀、以使者被相伺候、松平紀伊守(信直)被下御暇、在所到着以後可有參府候、恐々謹言

二月廿五日

田沼主殿頭

意次

(中略)

松平甲斐守(柳沢保光)殿^①

この年であれば、亀山藩主松平氏と郡山藩主柳沢氏の參勤交代を組み合わせる老中連署奉書が出されていたことになる。この後、請書を提出し、所司代と京都火消役の各藩に通知した。この一連の手続は、享保一九年以降毎回行なわれている。郡山藩は亀山藩と組み合わせられている場合が多いが、年によっては膳所・淀・篠山藩と組み合わせられている奉書が出されており、状況に応じて老中奉書により変更された。先述した組み合わせについての不一致は、ある一時期を取り上げたために起こったものである。また、火消役免除中の天明三(一七八三)年二月の奉書は「六月中可有參勤候^②」とあるだけで、組み合わせからは除外されている。次に、帰国の際は京都所司代・大坂城代・京都町奉行・伏見奉行・上方目付・京都火消役の諸藩・岸和田・尼崎藩に国許到着の報告を行なった^③。また、国許発駕の際は、相手の藩から国許到着の報告を受け、出発の旨を老中・所司代に通知した^④。以上のような參勤交代制は享保二年まで遡りうるものであり、少なくとも、禁裏御所方火消以降はこの手続を踏んでいたと考えられる。

最後に、京都所司代との関わりについて述べておく。延享四年、膳所藩主死去時に、所司代は「青山因幡守(忠朝)と代り合、仰出されしかとも、主膳正(本多康敏)死去に就てハ、伺いなくてはすむ間敷」と老中に指示を仰ぐよう述べ、郡山藩は老中酒井忠恭へ參勤すべきかどうかの伺書を提出した。老中からは、そのまま在国して亀山藩と交代で火消役を

勤め、参府時節は来春伺うよう指示する連署奉書が出された。以上のように、参勤交代に関して所司代は全く権限を有していない。

第三節 老中への伺い・報告

任命・参勤交代は將軍の意向を老中が伝達する形をとったが、その他の制度的諸事項は老中の専管事項となる。例えば、柳沢氏の郡山入封時には、老中安藤重行が後述する大火の際の城下から京都への出動について指示を行なった^⑦。以下では、老中への伺い・報告について分析を行う。

先述したように、京都火消役は藩主在国を原則としていたが、一八世紀末にこの原則は形骸化し始める。文化五（一八〇八）年閏六月一三日、郡山藩は老中牧野忠精に、「御発駕御延引御願書」とともに、「京都火消家来持御伺書」と呼ばれる伺書を提出した^⑧。それは持病を理由に、発足延引を願うとともに、期日通りに帰国できないため、「京都火消之儀、私に在所到着仕候、松平紀伊守（信志）交代之積を以、本多下総守（康復）申談、先、私家来計差出」勤めてよいかを伺う書付である。この種の伺書は天明六（一七八六）年六月一一日に、郡山藩より月番老中牧野貞長に提出され、「願之通、先、家来計差出、申合相勤候様可被致候」という附紙がなされ返却されたものを初見とする。文化期以降には、「京都火消家来持伺書」という名称も定着し、月番老中へ頻繁に提出され、許可を受けることとなる。以上のように天明期以降は、藩主の病気による帰国延引が日常茶飯事となり、交代が期日通りにはなされなくなる。実質的に、藩主在国や藩主自身の出馬などは期待できないため、「京都火消家来持」が常態化し、老中の決裁を仰いだ。

伺いの他、当番引継、消火活動の報告も月番老中に行う。享保一五年三月一三日郡山藩が、朔日に火消当番を受け取った旨を、老中松平乗邑に報告したように、この後も帰国後最初の月番の請取は老中へ報告し、また最後の引渡しは、国許発駕の報告とともに行なった^⑨。また、後述するように、大火時には各城下からも火消部隊が出動することになるが、淀藩

では「江戸表江被仰遣御用番江御届入申候」と規定されている。この規定は正徳元（一七一一）年淀入封の戸田氏からの申伝えであったといい、禁裏御所方火消以来の規定であると考えられる。また、寛政六（一七九四）年二月六日、郡山藩は老中戸田氏教へ月番時の活動を報告した。それは、京都河原町上生洲町より出火、「類焼共家数四軒焼失仕候」という程度の火災であるが、「御場所柄之儀二付」と御所近辺であることが報告の理由である。この他、文政一（一八一九）年正月二五日、四条中之町芝居小屋から出火、二八三軒焼失の火災では、「洛外之儀ニは御座候得共」と担当範囲外であるものの、その被害の甚大さ故に、老中青山忠裕に報告した。こうした月番の出動報告は、寛政期以降に散見できるのだが、「西陣焼け」とも呼ばれ、西陣を中心に一三四町、三七八九軒近くを焼失させたといわれる享保一五年の大火の際には、これほどの被害でありながらも老中に報告していない。それは、御所や二条城へ火が懸っていないからであり、「若し築地之内江掛り候火事之節者格別之由」であるという。つまり寛政期以前には、御所・二条城に被害がない限り月番時の出動は報告しなかったのに対し、以降は特に両近辺に関しては、小規模な火災であっても老中に報告することとなったようである。天明大火の際の対応により、幕府が「武威をもつてたつ政権としてその資質を問われ」る状態となったことを考慮するならば、大火を画期に月番の活動についても把握するという老中の権限拡大が見られたとしても不思議はないであろう。

以上のように、任命、参勤交代についての権限は將軍が掌握し、その他の制度的諸事項は老中の専管事項であったといえる。本制度に関して、「民政機構における奉行所の「国分け」とは異なる次元の地域論理が存在する」という横田氏の指摘は、このような將軍と大名の關係に注目すると説明が可能となる。なお、この大名火消の性格は、幕末期に顕在化する。ペリー来航後の嘉永六（一八五三）年二月晦日、老中阿部正弘等連署奉書が所司代脇坂安宅に宛てて出された。奉書では、「禁裏 御所方守護之義者、御自分江為御任被置候事二而、非常之節者、京都火消之人數差出、警衛可致哉二付、御安心被 思召候得共」と、この段階では、禁裏御所の守衛が將軍より京都所司代に委任される形を取っており、

軍事力の主力が京都大名火消であったことが分かる。この防衛体制では手薄であるため、「増警固をも可被 仰付」こととなる。ただ、「其表之模様稔与難相分、何之向江被仰付候ハ、急速の場合ニ臨、差図等行届可然哉」、あるいは、「平常出火之節、人数差出候ニ不及、異変有之候御、早速出張いたし、御自分差図を得相勤候様、被 仰出候而者、如何可有哉、一体其表御守衛向之義ニ付而ハ、其地之規定茂可有之歟」という理由で、防衛案を提出するよう求められる。ここで問題となっているのは、任命等は江戸で將軍・老中が行なうが、その実際の活動は所司代の指揮下に入るため、実際の最高指揮官である所司代の意向が反映されねば、防衛上重大な欠陥を抱えることになった。本章で明らかにしたこと踏まえれば、京都火消を担当する大名は將軍より任命を受け、京都を防衛する軍役を果たしていたこと、同時に所司代にはこれらの大名に対する軍事指揮権が將軍より委任されていたことが指摘できよう。

- ① 「福寿堂年録」享保一四年一月二日条、「福寿堂年録」および以下の分析で使用する「幽蘭台年録」、「附記」は柳沢文庫所蔵の郡山藩公用記録である。
- ② 「月堂見聞集」下（『続日本隨筆大成』別巻近世風俗見聞集四）一〇九頁。
- ③ 「福寿堂年録」享保一四年六月一日条。
- ④ 「参勤交代年表」中三〇七頁、以下で使用する「参勤交代年表」上・中・下・続は「柳沢史料集成」六・七・八・九（柳沢文庫保存会、一九九七～二〇〇二）として刊行されている。なお、本年表は本章注①の史料群をもとに作成した、郡山藩の参勤交代に関する年表であり、また参考となる史料の翻刻を収録している。
- ⑤ 「幽蘭台年録」延享三年六月一日日条。
- ⑥ 「月堂見聞集」下一三三頁。
- ⑦ 藤井讓治「平時の軍事力」〔日本の近世〕三、中央公論社、一九九〇年三月、一四頁。
- ⑧ 前掲岩城論文二一七～二〇頁、前掲針谷論文三六・三七頁、前掲横田論文六九頁。
- ⑨ 岩城氏は高槻藩と亀山藩、膳所藩と郡山藩、針谷氏は淀藩と膳所藩、高槻藩か郡山藩と亀山藩の組み合わせを指摘している。
- ⑩ 以下の郡山藩の参勤交代に関する記述は「参勤交代年表」による。
- ⑪ 「参勤交代年表」中一〇一頁。
- ⑫ 「参勤交代年表」中一六一頁。
- ⑬ 「参勤交代年表」中六七頁。
- ⑭ 「参勤交代年表」中七四頁。
- ⑮ 「享保通鑑」二七頁。
- ⑯ 「参勤交代年表」上二四七頁。
- ⑰ 「福寿堂年録」享保九年八月一日条。
- ⑱ 「参勤交代年表」下四二一頁。
- ⑲ 「参勤交代年表」中二〇五頁。
- ⑳ 「福寿堂年録」享保一五年三月一日条。

- ① 「福寿堂年録」享保二〇年四月晦日条。
 ② 「淀領引継文書集」（淀温故会、一九九〇）一一八頁。
 ③ 「参勤交代年表」下一一七頁。
 ④ 「参勤交代年表」続二九七頁。
 ⑤ 「京都の歴史」六（京都市史編纂所、一九七九）六一―六三頁。
 ⑥ 「妙法院日次記」七（『史料纂集』九〇、続群書類完成会、一九

九〇）三七頁。

- ⑦ 「福寿堂年録」享保一五年六月二八日条。
 ⑧ 前掲安国論文六一頁。
 ⑨ 前掲横田論文六九頁。
 ⑩ 「大日本維新史料」第二編二、一頁。

第三章 月番における体制

第一節 任務と担当範囲

近世京都の武家の消防体制は、例えば天明大火時には延焼地域を放置して二条城の類焼防止を優先する指示がなされたように、御所・二条城周辺に重点が置かれていた^①。本節では、京都火消役の性格付けを行うために、その任務と担当範囲を明らかにし、消防制度全体の中での位置付けを明らかにする。主として使用する史料は、臈所藩士が文政期頃に月番の任務規定や先例を書き留めた「京都火消方覚」である。いわば、京都火消役のマニュアルであるが、淀・龜山藩にも同様の史料が残されているので、これらで補足しながら分析することにする。「京都火消方覚」の中に、「一、御四方様御留守居申合奉伺候書付写之、宝暦二年申五月御所司代酒井讚岐守（忠用）様へ奉伺候趣、其後松平右京大夫（輝高・所司代）様御在役之時伺別義無之、今以此通取扱相違無之間左之通」で始まり、一四カ条が記された後、「右之通今度相改申合、其外之義者前々より申合候通相違無御座候、以上」とあり、最後に四藩の京留守居の名が記されている箇所がある。淀・龜山藩の史料にもほぼ同様の記述が存在し、①宝暦二（一七五二）年五月に、京都火消役四藩の京留守居が、月番における勤方の規定を申合せたこと、②この申合せの内容について、所司代に伺いを済ませていること、③以後は、この規定に基

づいて当番を勤めていたこと、の三点が指摘できる。なお、膳所藩の史料には享保七（一七二二）年に、同八年に入封してきた淀藩稲葉氏の史料には翌九年に、所司代松平忠周から渡されたという覚が残されている。^⑤ いずれも五ヶ条からなる簡略なもので、当初はこれに基づいて勤めていたと考えられる。しかし、制度開始後三〇年を経た段階では、実際に勤める中で明確になってきた問題や、新たな状況などに対応しなければならなかったのだろう。この規定は、宝暦二年に四藩の京留守居が申合せを行い、実際に勤める藩側の意見を盛り込む形で成立したと考えられる。

続いて、この申合せのそれぞれの箇条について分析する。まず、御土居の東側については享保末年にできる二条新地について詳細に規定してあるものの、基本的には洛中を担当範囲としている。^⑥ 洛外についての規定では、京都常火消と同様に、南禅寺・知恩院・養源院近辺出火の際は出動するが、基本的に洛外には出ず、「洛中境迄罷出候共、見切候而引取可申事」が原則であった。実際の消火活動の事例を見てみよう。文化一四（一八一四）年亀山藩が当番の際、五条通の南、七本松通の東にあたり、御土居のすぐ外側に位置する朱雀近辺が出火した際には、一番手が御土居際まで、二番手が丹波口まで出動した。ただし、亀山藩は「朱雀者懸場所二而者無之ニ付控居」て、所司代配下・町奉行配下・大工頭中井らによつて消火活動が行われた。なお所司代は御所・二条城近辺出火の場合のみ出馬するので、この場合当然出馬はなく、与力を中心とする配下の者たちだけ出動した。町奉行が出馬していない理由はわからない。消火後、所司代配下の纏奉行に引取る旨を通知し、「一・二番手共引取申候上、懸場所二而も無之付不致防火候故、御届も不仕候也」としている。この規定に関しては、さらに「洛中堺二而見切罷在候内、町御奉行様御駆付、火消人数參不申義、御尋」の場合は、洛外へは「禁裏御所方・二条辺程遠く罷成候故、人数差遣し不申段」を返答するようにと規定している。ただし、「其上御指図御座候者、違背被相成申間敷ニ付、宮様被成御座候処ニ候者、品ニ合一番手人数差遣可申」と宮門跡近辺出火であれば、町奉行の判断を優先すべきことも規定している。

御所・二条城近辺出火の場合は、人数を分けることとしている。^⑦ 詳述すれば、「御築地五六町程之出火ニ候者御人数二

手二分、先手者火元江罷越、跡手者火事方角之惣御門江相詰候事」とあるように、一番手が火元へ駆け付けて消火し、二番手は出火の方角の門に詰めて、類焼を防ぐことになっていた。二条城の場合も同様で、「二條御城近辺出火二而御人数相分候者、東之御門へ相詰候旨二候」と二条在番との関係であらかじめ詰める門が決められていたようである。このように御所と二条城は重点的に防衛することになっていたのに対し、傾城町・非人小屋・穢多村などは消火対象外であった。^⑩

また、当番交代の手續きを済ませた後であつても、出火場所へ出動することになっている。ただし、これは「洛中五條今上江、今出川辺迄」の出火の場合であり、五条より南の地域、及び洛外へは出動せず、大火の場合のみ出動することとなっている。また、下京の場合は出動したとしても、「煙一通之義二而、所も下辺指候ハ、大切之場所二而も無御座候ハ、乗返し^⑪」と注意を払いつつも引き取ることとする規定もある。これらは、御所・二条城への類焼を防ぐために、特に洛中北部に重点を置いた規定であろう。^⑫ また、所司代手勢や町火消との火事場の取り合いが絶えなかったが、町方の火災では、「御四方御人数先へ駆付防火最中二候共、消口明渡申候様」、あるいは「品二台場所を替候而防候様^⑬」と所司代から指示されており、京都消防制度の中でも、特に京都火消役の消防対象は御所・二条城に偏っていた。

以上の分析から、京都火消役の任務と担当範囲をまとめておく。まず、担当範囲とその優先順位は、①五条より北部、特に御所と二条城、②五条より南部、③洛外にある南禅寺・知恩院・養源院の三寺院、の順であると考えられる。そして任務の最優先事項は、御所・二条城を火災から守ることであり、京都火消役は御所・二条城の防火・消防のために存在したといえる。

第二節 人員規模と構成

京都火消役は、藩主在国の二藩が、一ヶ月交代で半年間ずつ当番を勤め、人員規模は禁裏御所方火消と同数である。^⑭ 郡山藩は「壬生の屋敷士十一騎・役掛の平士相応・足軽八十人・中間相応に出し置、惣人数三百人余」、淀藩は「京詰惣人

数御やとひ末々迄惣合式百九拾六人」、膳所藩の場合、一番手一〇人、二番手一四五人、総人数二五〇人程度であり、いずれの藩も時期的差異があると思われるが、二五〇～三〇〇人前後で当番を勤めていた。享保六年一〇月の参勤交代時の江戸詰人数の規定は、京都火消役の月番の人数とほぼ同数であり、おおまかに言えば、江戸詰している規模の人員が京詰の当番を勤めたといえるだろう。その構成については、郡山藩の場合、騎馬・平士・足軽・中間・又者から構成されているが、この中間・又者の中には鳶が含まれていると考えられる。騎馬・平士がこの部隊の中核であり、特に騎馬は番頭などを勤め全体を指揮した。この指揮の下で実際の消火活動などを行ったのが、足軽・鳶である。膳所藩の場合、京都で雇った鳶二〇人と城下から連れてきた鳶三〇人の合計五〇人を抱えていた。中間も領内の町や村が負担したり、京都で雇ったりしたと考えられる。彼らは、提灯持を行ったり、必要な物資を運んだりした。郡山藩の構成では非戦闘員と考えられる中間は六割近くを占めることになるが、彼らはやはり補助的な役割に留まり、火消の主力は、騎馬・平士・足軽・鳶であろう。このようにして構成された火消部隊はさらに一・二番手に分けられた。

月番時の各藩共通の役割については、まず京留守居は所司代・町奉行らと藩を結ぶ要職であり、当番交代時の引継ぎを行うとともに、日常的にも所司代らの意向を藩に伝達していた。また、他の火消役の藩留守居と頻繁に連絡を取り、前節で見たような申合せを行なっている。番頭は、一・二番手、それぞれの指揮監督を行なう役職であり、いわば現場における責任者である。なお、郡山藩の場合、家老が部隊全体を統轄し、淀藩では「拾騎之内組頭一人家老格出京人数下知仕候事」と家老格の者が、膳所藩では、二番手番頭がこれを担当しており、この点は若干、藩によって差異がある。月番の具体的な活動としては、藩邸に控え、火見櫓から煙が見えた場合に、すぐに出勤して消火にあたることであった。その他、日常的に見廻りを行い、防火などにも努めていた。

第三節 高槻藩・篠山藩の任命

京都火消役は明治三（一八七〇）年に廃止されるまでに、幾度かの制度的改変を経ている。本節では、最も大きな改変である、高槻・篠山藩の任命について分析する。先述したように、享保八年郡山藩主本多氏断絶ののち、同一五年柳沢氏が月番を勤めるまで高槻藩が代行した。すでに指摘がある藩主の幕閣就任^②以外にも、御手伝普請、日光名代、御所造営中勤番、などを理由に郡山藩らが免除された際、高槻藩が任命された。ただし、その任期はいずれも二〜四年であり、それらの藩が再び京都火消役に任命されると高槻藩は免除された。以上の点から、成立後まもなく、高槻藩は、四藩のうち何らかの理由で免除となる藩を代行する藩として位置づけられたといえる。

次に篠山藩についてであるが、篠山藩主松平氏は寛延元（一七四八）年、亀山藩主青山氏と所領替えを行なった。つまり、寛延元年以降の篠山藩主は青山氏、亀山藩主は松平氏ということになる。『形原松平家譜』^③には、享保七年一月に月番を勤め、同一五年の大火では京都へ出動したことが記述されているが、他の史料では確認できていない。亀山藩との所領入替えと合せて考えるならば、何らかの形で京都火消に関わっていた可能性が高い。明確な形で京都火消役に任命されている初見は、安永元（一七七二）年である。老中板倉勝清が三月十八日郡山藩留守居に渡した書付では、淀藩との参勤交代の組み合わせを命じるとともに、篠山藩主青山氏の京都火消役任命が通知された。前年の明和八（一七七二）年九・一〇月に膳所・淀藩主の相継ぐ死去により、郡山藩への参勤に関する老中の指示が二転三転する事態が起きており、こうした不測の事態に対応するために、篠山藩が代行する藩として新たに位置付けられたと推測できる。二〇年前までは、実際に亀山藩主として勤めていたわけであるから、大きな問題はなかったであろう。この後、天明七（一七八八）年寺社奉行に任命された淀藩の代行として勤め、少なくとも寛政四（一七九二）年までは勤めていることが確認できるが、この他では見出しえていない。他の史料においても高槻藩に比べて火消役を勤めた形跡は少なく、高槻藩に次ぐ代行の藩と

して位置付けられていたと考えられる。京都から遠距離であるため、止むを得ない事情がない限り、任命は極力避けられていたのであろう。

四藩の中で火消役免除の藩がある場合、高槻・篠山藩が代行したが、この他でも火消役四藩の中で頻繁に京詰当番を代行しあっていた。例えば、藩主死去時は代行したり、藩主帰国延引の場合はそのまま在国して当番を続けたが、これらはいずれも老中の指示によった。また、正妻の忌中などの場合は、もう一方の藩が月番をずらして代行した。^⑤

以上のように、四藩のうち在国二藩が半年間月番交代で当番を勤めるという形で始まった京都火消役であるが、勤められない場合は他藩が代行し、さらに高槻・篠山藩が代行を命じられるなど、融通性を持ちつつ運営されていた。しかし、一八世紀末以降はこの体制でも対応しきれなくなる。すなわち、先述した「京火消家来持」の状態であり、藩主在国の原則是放棄され、許可を得られれば、家来だけで勤めるものとなっていく。近世後期の京都火消役は、藩主が後景に退き、名実ともに藩家臣団によって担われていくのである。

① 前掲安国論文五八・五九頁。

② すでに前掲榎爪論文で「印象の二つめであるが、大名火消の活動対象は、都市全体ではなく、禁裏御所や二条城などに力点がおかれていたということである。以上にながながと見てきた消火活動の規定も、その多くの部分はそれら二カ所に対するものであった」(一八頁)と大枠が示されている。膳所藩以外の史料も使用することにより実態を明確にし、また京都消防制度全体での位置づけを試みる。

③ 「高橋正孝家文書」(大津市歴史博物館写真版)、本節の分析では特に注記しない限り本史料を使用した。

④ 淀藩：「淀藩京都火消番記録」(京都大学文学部図書室所蔵謄写本)、龟山藩：「京都火之御番諸事覚」(及川家文書)、京都府立総合資料館所蔵)、なお本史料は「資料館紀要」七(一九七九)に翻刻がなさ

れている。

⑤ 注③、④史料。

⑥ 前掲榎爪論文六頁。

⑦ 前掲榎爪論文六頁。

⑧ 「京都火消諸覚書」(及川家文書)。

⑨ 前掲安国論文五六・五九頁。

⑩ 前掲榎爪論文六・八頁。

⑪ 前掲榎爪論文一一・一八頁、安国論文五六頁。

⑫ 「京都火消方覚」(高橋正孝家文書)。

⑬ 六条通と七条通の間には、京都の中でも独自の空間を構成していたと言われる本願寺寺内町が存在した(「京都の歴史」五)。前掲安国論文では、火災時の妙法院の対応を事例に、寺社の境内門前の消防が、

各領主の指揮下にあったことが指摘されている（五六・五七頁）。大名火消がこれらの寺社境内地で実際にどれほど消防活動が行いえたかは疑問であり、今後の課題としたい。

⑭ 「京都火之御番諸事覚」（『資料館紀要』七、京都府立総合資料館）一三三頁。

⑮ 前掲樋爪論文三・五頁。

⑯ 「福寿堂年録」享保一九年七月二五日条、「淀藩京都火消番記録」。

⑰ 「京都火消方覚」（高橋正孝家文書）、前掲樋爪論文の元治元年時一番手八九人、二番手一〇〇人という事例（九頁）は、会津藩など、在京中であり、若干特異な事例と考える。

⑱ 「御触書寛保集成」八八九。

⑲ 前掲樋爪論文八頁。

⑳ 「京都火消方覚」（高橋正孝家文書）。

㉑ 「膳所藩郡方日記」五（膳所藩史料を読む会、一九九三）四六頁。

㉒ 「淀藩京都火消番記録」、「京都火消方覚」（高橋正孝家文書）。

㉓ 高木昭作『近世国家史の研究』岩波書店 一九九〇。

㉔ 「月堂見聞集」下二五七頁。

②⑤ 前掲樋爪論文八頁。

②⑥ 「福寿堂年録」享保九年十月一日条、「淀領引継文書集」一〇三頁、前掲樋爪論文九・一〇頁。

②⑦ 前掲樋爪論文八一頁。

②⑧ 「月堂見聞集」中三一八頁。

②⑨ 前掲樋爪論文五頁、前掲針谷論文三七頁。

③⑩ 「参勤交代年表」から、高槻藩は、郡山藩が宝暦二、安永九、天明元、寛政四年、膳所藩が寛政一二年、淀藩が享和二年免除の際に代行していることが確認できる。

③⑪ 「危岡市史」資料編二（危岡市史編纂委員会、二〇〇二）一〇一頁。

③⑫ 「幽蘭台年録」安永元年三月一八日条。

③⑬ 「参勤交代年表」上九〇頁。

③⑭ 「参勤交代年表」中三〇七頁。

③⑮ 「京都詰古格書抜」（『公儀勤方集』）五として一九九六年に刊行）五三頁、「参勤交代年表」上八九頁、中九七頁。

③⑯ 「京都詰古格書抜」（『公儀勤方集』）六九頁。

第四章 幕府上方役人と京都火消役

第一節 所司代・町奉行・上方目付・禁裏附

通常の火災では、月番の町奉行、京都火消役の火消衆が出勤し、これに場所柄や火災の規模に応じて、所司代、非番の町奉行、京都代官小堀、大工頭中井、高瀬川支配の角倉が出勤し、また、上方目付が在京している場合は、目付二人も出勤していた^①。以上の指摘に若干の補足を行なうと、例えば文化一四（二八一七）年閏一月七日の四条河原の小屋からの

出火では、「御所司代御人数斗、両町奉行御人数斗、御出馬無之候」とあり、时期的差異も存在するかと思われるが、所司代・町奉行自身の出馬はなくとも、与力・同心らだけで出動している場合もある。本節では、京都火消役と直接関係する、所司代・町奉行・上方目付・禁裏附にしほつて、その関係を考察する。

京都所司代は、京都消防制度の最高責任者であり、京都火消役も、任命・参勤交代・当番変更などの制度的中核は將軍・老中の権限であるが、実際の活動は所司代の支配下に入る。これは先述したように、將軍が有するこれら大名の指揮権が所司代に委任されていたためである。当番の藩は所司代に対し、朔日の当番引継時に挨拶を行い、また出動ごとにその報告を行なった^③。所司代が出馬した場合は彼の指示を仰ぐことになるのは勿論であるが、所司代・町奉行ともに出馬がない場合は、先述したように所司代配下の指示を受けた。また先述した宝暦二年申合の洛外への出動に関する規定について所司代が指示しているように、火消役の具体的な活動規定に関する決定及び改定は、所司代の権限であった。

京都町奉行は、所司代とともに京都消防制度の中核であり、当番の藩は、出動の報告を所司代だけでなく、町奉行に対しても行なった^④。洛外への出動の指示については先述したが、この他、城下から出動した場合、部隊は火元近所に行き、所司代へ派遣した使者の帰りを待つことになっていたが、「火元二、町御奉行被成御座候者、御所司様へ相窺申候先使之者未帰候、罷帰候迄扣可申哉、伺申候段申上候ハ、御差図可被成候事^⑤」とあり、やはり町奉行が現場にいる場合は、彼の指示が優先された。月番の町奉行は、町人足や雇人足を指揮して消防活動にあたるため、洛中においては基本的には地域や火災規模にかかわらず出馬したと考えられるのに対し、所司代の出馬は、御所・二条城近辺出火に限定されていた^⑥。このため実際に、火元で陣頭指揮にあたるのは町奉行が圧倒的に多かったはずであり、以上の規定は、この事によるものと考えられる。また、寛延三（一七五〇）年二条城焼失時の対応では所司代の指示と町奉行の指示が食い違い混乱を招いたことが指摘されている^⑦。町奉行が火消役に関する指揮権を一定程度有しており、所司代の下に完全に一元化されていなかったといえるだろう。また、天明大火時は所司代不在のため、両町奉行と在京目付が消防活動の全体を指揮した^⑧。

上方目付は常時在京していたわけではないが、在京中出火があれば、火元に出動している。そして、当番の藩は火元で目付に出動の報告を行なうことになっていた。また天明大火後、当時の目付が、郡山藩留守居に、人数を出動させた刻限、防場所、指図の次第、などを認め提出するように命じた。以上のように、上方目付は火消役の活動の監査にあたっていたのは確実である。これに加えて、両町奉行とともに消防活動の指揮を執った。

最後に、禁裏附に關してであるが、京都火消役の任務の中心が御所・二条城の防火・消防にあったことは先述した。ただし、こうした任務を負う譜代藩の藩士とはいえ、無断で御所・二条城に入れるものではなく、例えば、御所・二条城内に入る場合は、許可証である「腰札」の着用が義務付けられ、また鍵を門外に置いて入らなければならないなど武装解除が義務付けられた。こうしたことを含めて、御所内に入る場合は、禁裏附の指示を受けることになるが、彼らの権限はこれに留まらない。天明大火時、禁裏附は天皇の避難所である聖護院において、城下から出動してくる郡山藩に対し指示をしている。「禁裏御附水原撰津守(保明)殿差図二而、御立退場所聖護院宮相固メ罷在候処、御築地内御文庫蔵等防候様御差図有之」と、まず一・二番手が禁裏附水原保明の指示を受け、築地内の文庫蔵を防ぎに行つた。また、伏見に到着した三番手は、禁裏附建部広般の指示を受けた。以上のような京都火消役に対する禁裏附の指揮権は、御所・二条城を防御するという、火消役の性格に由来するものであると考えられる。ただし、所司代らの指揮権との関係がどのようなものであったかは分からない。

本節では、所司代・町奉行・上方目付・禁裏附と京都火消役の関係を分析した。しかし、いずれも個々の関係に留まるとともに、二条在番との関係も不明である。個々の任務や出動範囲、また相互の関係などの事例蓄積とその総合的な構造把握については今後の課題としたい。

第二節 四藩京留守居申合

京留守居については、前章で簡単に触れたが、その他、所司代・町奉行より、京都火消役の勤方についてしばしば尋ねを受けた^⑮。数年間で入れ替わる所司代らにとつて、京留守居らが蓄積した知識と経験は不可欠であった。ここでは、こうした縦の関係ではなく、横の関係、すなわち火消役四藩の京留守居のつながりに注目する。なぜなら、先述した宝暦二年の「御四方様御留守居申合」、及びこれに類する単語が史料上に頻出しており、この四藩京留守居申合は火消役を考える上で一つのキーワードになっているからである。なお、この点に関して想起すべきは、笠谷和比古氏の江戸留守居組合の研究^⑯であろう。留守居が持つ主体性を明らかにした氏の分析に学びながら、四藩京留守居申合の位置を確かめておきたい。宝暦期には先述した二年の他にも頻繁に申合が行なわれている^⑰。当該期は、おそらく制度開始後三〇年近く経過し、当番を勤める中で直面する問題に統一の見解を打ち出そうとした時期であったと考えられる。ここでは、臈所藩士が作成した「火消方申合書抜^⑱」から公家への礼式に関する享和二（一八〇二）年七月の申合を、例としてあげておく。

【史料3】

一、五撰家方・親王方々外々江御縁組等二而御入有之、宮与唱候御方様江、火消方引取之節、下馬之儀申談候処、右者前々相定り有之候宮様方之外江者、下馬不仕通り行候様申合候、乍然向方是非下馬与申掛候者、其意ニ随イ可申旨、心得申談置候事、此儀琬与相伺定置候様可然候得共、若哉、是迄如何相心得居候哉与御尋之節、返答如何ニ付、今新ニ相伺候義茂難致候間、御四方様切二而申合置候事、

宝暦二年の申合では、幕府上方役人、公家などに出会った場合「歩行立之者、御駕脇へ下馬不仕候段、御断可申上事、但引取之節者、宮様方・親王家・五撰家・清花大臣之御方江下馬仕片寄可通候^⑲」とあり、【史料3】ではこの内容についてさらに詳細に規定している。以前の申合では曖昧で広範囲になったことへの反省から、今後は、規定のある宮様方の他

には下馬せず、相手方から申し出があれば、下馬するとしている。また、興味深いのは、所司代に伺い出ずに「御四方様切二而申合置」という点であろう。基本的に申合で決定した内容は所司代に伺いを立てた後、正式な規定となったが、この申合では四藩だけで決定事項としている。その他、纏、持籠を伏せるかどうかについても申合せている。

他の議題を列挙すると、御土居の内ではあるが洛外となる紫竹村などへの出動について「是迄区々ニ相成候二付」申合を行い、一番手が火元へ赴くように規定している。一藩だけが出動すると先例となり混乱を招くため、藩ごとに区々ではなく統一の基準を必要とした。また、所司代への報告に関して、出動したがすでに消火済の場合、夜中の場合、出府中の場合などについての申合がある。

京都火消役は享保七年から明治三年まで存続する。よって、成立当初の規定と実態の乖離、あるいは想定していなかった問題が発生するのは当然であろう。四藩京留守居申合は、藩側が実際に直面する問題に対処するために、実態に即した取り決めを行い、現場（藩）の意向を制度化していくものであったといえるだろう。

- ① 前掲安国論文五七―五九頁。
- ② 「京都火消詰覚書」（及川家文書）。
- ③ 「火消方御触書之写」（高橋正孝家文書）。
- ④ 「火消方御触書之写」（高橋正孝家文書）。
- ⑤ 「諸事火消方覚」（高橋正孝家文書）。
- ⑥ 前掲安国論文五六―五九頁。
- ⑦ 前掲種爪論文二六一―一八頁。
- ⑧ 前掲安国論文五九頁。
- ⑨ 前掲安国論文五六頁。
- ⑩ 「京都火消詰覚書」（及川家文書）。
- ⑪ 「参勤交代年表」中二四四頁。
- ⑫ 前掲安国論文五九頁。
- ⑬ 前掲種爪論文二二頁。
- ⑭ 「参勤交代年表」中二三九頁。
- ⑮ 「諸事火消方覚」（高橋正孝家文書）。
- ⑯ 笠谷氏は留守居が持つ、「幕命の藩側への有効な浸透のための媒介者」（服藤弘司「大名留守居の研究」、創文社、一九八四）という面と、自身が明らかにした「幕命への抵抗運動の主導者」という二面性に注目すべきことを指摘している（笠谷和比古「江戸御留守居役——近世の外交官——」（吉川弘文館、二〇〇〇）二〇四頁）。
- ⑰ 「京都火之御番詰事覚」（「資料館紀要」七、京都府立総合資料館）。
- ⑱ 「高橋正孝家文書」、本節の分析では特に注記しない限り、本史料を使用した。
- ⑲ 第三章注③宝暦二年申合第一四条。

第五章 城下からの出動

第一節 制度的枠組と実態

第三、四章では、月番の体制を中心に述べてきたが、京都火消役の任務はこの半年間の京詰だけではない。各藩は、大火であれば城下から出動することをもう一つの任務とし、場合によっては藩主の出馬を伴うこともあった。これはすでに指摘されていることではあるが、なお未解明な点も多い。このため、まずその制度的枠組と実態について見てみよう。

【史料4】は月番時の淀からの出動規定である。

【史料4】

覚

一、京都御火消御月番、京二火事有之、大火ニ成候者、淀ニ罷在京詰持切御番頭、其外、物頭・諸士・御足輕・町役ニ而罷出候人足等、相図之鐘撞候者、定之場所江早速相揃駈着可申事、

一、右之御人数被遣候而も、弥大火ニ成候者、可被遊 御出馬事^②

右の出動規定に加えて「非番月ニ而茂、京都大火之節者、人数遣候事」という規定も存在する。結論を述べれば、当番、非番にかかわらず、京都が大火の場合、淀藩は城下から出動することになっていた。この規定は、膳所・郡山・高槻藩にも存在する^④。また、享和二（一八〇二）年一月七日、郡山藩は、この城下からの出動に関する月番老中牧野忠精の尋ねに対して、「御免之内ニ而茂、御人数被指出候」と回答しており、少なくとも郡山藩など中核の四藩は火消役免除中でも出動した。実際の大火時の様子を見てみよう。享保大火では、膳所・高槻・「丹波の国御大名方家中」が出馬した^④。この「丹波の国御大名」は亀山・篠山を指していると考えられる。また、天明大火では、正月当番の篠山藩、二月当番の亀山

藩は藩主自身が、郡山・淀・膳所・高槻・園部藩が家臣を出動させた。^⑦ 園部藩の出動経緯については不明であるが、安国氏が指摘するように応援部隊であったと考えられる。

以上のように京都が大火であれば、淀・膳所・亀山・郡山・高槻・篠山の六藩は基本的に城下から出動してきたと考えよう。引き続き、この出動がどれほど制度的枠組を持っていたのか、あるいは藩政の中にいかに位置付けられるかを考察する。【史料4】では、京都が大火の場合、合図の鐘が撞かれ、騎馬・足軽・中間らが所定の門へ集まることになっている。これは他の藩でも同様である。亀山藩では「京出水黒門出火旨注進有之処、当月京番控二付致支度」^⑧とあるように「京番控」にあたる藩士がいた。さらに「郷組出火二付、御家中之義御座候間、御組頭中へ相窺候、同役、京月番当番相残、其外火元罷越及差図候」^⑨とあり、「京番控」あるいは「京月番当番」と呼ばれる部隊が設けられ、京都大火の報を受ければ即座に出動する態勢が整えられていた。城下町町人に關しても、延享三(一七四六)年五月、巡見使が亀山を訪れた際に、町人が記した日記には、「一、廿二日御泊り二付、何千人余茂人数入申候二付、京出火有之候得者人足不足二付、御泊り之節京出火有之候得者、郷中之人足百人早速参候様二郷方々被仰付置候」とあり、同様である。このように、亀山藩は万一の京都への出動に備え、担当の藩士を、町においては人足を常置していた。また、年未詳であるが、「卯年御物成請払勘定目録」^⑩という史料から亀山藩藩財政の様相が分かる。支出項目に、銀五〇貫七〇三匁一分八厘、米二石三斗六合八勺の「京都火消御勤番不時出火注進之節御入用」とあるが、これは大火時の城下からの出動経費であり、内訳は京都までの往来費、京都屋敷の維持費等である。

以上のように、この城下からの出動は、藩家臣団は勿論のこと、藩領民の日常をも規定しており、京都火消役は全く藩政の一部として存在した。これらの藩はいつ何時発生するか分からない火災のために常に京都に目を向けていなければならなかった。これに対して、綾部藩では、常火消廃止後の享保一〇(一七二五)年、留守居の代りに徒士格の屋敷守が置かれ、さらに宝暦九(一七五九)年、京都屋敷は半分売払われる。この状況下で重要性を増していくのは京都町人が任命

される藩の用聞・用達であり、大火の際は彼らからの注進を受けて、藩士一人を派遣する程度である。畿内近国の大名は、京都消防に関して大きく二極分化してしまっていると言えらるだろう。

第二節 人員規模と構成

本節では、城下からの出動人員の規模と構成を分析する。まず、月番の際は、郡山藩では、「御詰月之節は、半鐘初打二而、三番手之面々、五軒屋敷之内江相揃可申候^③」とあり、もともと一・二番手を京詰させているために、三番手を郡山より出動させる。他藩も一・二番手を京詰させていたことは先述したから、【史料4】第一条目は、この三番手出動の規定と考えられ、二条目にあるように、この三番手でも対処できない大火であれば、藩主自身が出馬した。次に天明大火時非番の郡山藩^④は、京留守居からの注進が到着したため、「兼而手合之通、一・二番手御人数、早速差出申候」と一・二番手を郡山より出動させた。しかし、これでは鎮火できず、再度出動要請が届いたため、新士の火消部隊を出動させたが、これは「三番手御人数老共引纏伏見駅迄罷出候」とある三番手に該当する。以上のように、非番月であれば、最初の注進で一・二番手を、これで鎮火しえない場合は三番手を派遣し、藩主在国中であれば藩主自身が出馬した。

享保一〇年二月二十九日、郡山藩は所司代牧野英成に京都大火の際に城下から出動させる人員についての書付を提出した^⑤。それによれば、一番手が騎馬一三騎、惣人数三一五人、二番手が騎馬九騎、惣人数二四三人、三番手が騎馬一〇騎、惣人数一四三人、合計騎馬三三騎、惣人数七〇〇人余であり、さらに藩主自身の出馬がある場合は、これに騎馬六騎、惣人数二九二人が加わる。淀藩の場合は^⑥、一番出は騎馬一〇騎、惣人数二〇四人、二番出は騎馬七騎、惣人数一八〇人、藩主出馬の際は騎馬一一騎、惣人数三〇三人であり、合計すると騎馬二八騎、惣人数六八七人となる。両藩の事例から、最大規模ならば騎馬三〇騎、惣人数七〇〇人近くが出動することになっていたといえらるだろう。この他では、享保大火の際、膳所藩は騎馬二〇騎を出動させており、郡山・淀藩の規定の一・二番手が出動したと考えられる。非番時に三番手出動が確

認できるのは郡山藩だけであり、京詰と同様に他藩より多数の人員を出動させることになっていたのかもしれない。

以上のように、京都が大火であれば、京都火消役四藩、高槻・篠山藩のうち当番の藩からは、騎馬一〇騎、惣人数二〇〇～三〇〇人の三番手、残り五藩から騎馬二〇騎、惣人数四〇〇～五〇〇人、からなる一・二番手が出動した。さらに場合によっては、三番手の出動、藩主自身の出馬もあり、最大規模ならば、騎馬三〇騎、惣人数七〇〇人近くが各城下から出動したのである。すべての藩が出動したとすれば、通常の大火ならば、騎馬一〇〇騎、惣人数二〇〇〇～二五〇〇人近く、最大規模であれば、騎馬一五〇騎、惣人数三五〇〇人近くが京都に集結する体制であった。

第三節 出動の契機

岩城氏は、大塩平八郎の乱の際、尼崎藩が藩独自の判断で出兵していることを指摘した。本節ではこの指摘を参考として、これまで分析してきた城下からの京都への出動が何を契機としていたかを考察する。第一が、先述した天明大火時の郡山藩出動のように京留守居からの注進で出動する場合である。この注進が京留守居自身の判断によるものなのか、所司代の要請に基づくものなのかは、ここではひとまず措くことにする。もう一つが、次の史料が述べているような場合である。

【史料5】

一、禁裏又ハ二条御城近辺ニ出火候ハ、京都今茂早速可致注進候、於淀茂、有之場所与慥ニ見候者、京都今御注進無之候而茂、

可被遊御出馬事

附、風も無之静成様子ニ候ハ、可被成御見合事、^⑩

右のように、淀藩では、城下からでも、御所・二条城近辺が火災であると確認できた場合は、たとえ京都から注進がなくとも出動することとしている。以上の二つの場合を念頭に置きながら、享保一五年六月二〇日の大火の出動状況を見て

みよう。^②

「右出火の節、余炎諸方に見え候に付、膳所より火消加勢として、騎馬廿人夫数不知、其外高槻丹波の国御大名方家中出馬、蟻行連続して入京す」と、炎が城下に見えたためと思われるが、膳所藩が出勤している。また、高槻藩の京都到着が遅れたのであるが、その理由は「永井飛騨守（直期）殿御在所へは、大火と見え不申候哉、京都より注進遅く候哉」であったという。やはり、高槻藩も京都からの注進とともに、城下からでも大火と判断できれば出勤したと考えられる。亀山藩では、京都への入口にあたる老ノ坂に井上久膳という者がいた。彼は「紀伊守を扶持給り帯刀いたし京都出火之注進等いたし候役」であったという。先述した亀山藩の京都への出勤に関する支出項目の内訳に銀三〇六匁一厘、米二石三斗六合八勺の「火消御用ニ付井上久膳其外被下并諸色御入用」があり、ここでも彼の存在が確認できる。彼は京都からの注進を引継ぐ役ではなく、老ノ坂から日常的に京都の情勢を監視し、異変が起きた場合城下に注進する役であったのだろう。このような重要な任務であったために、扶持をもらい、帯刀を許されたと考えられる。このように藩側の組織も整えられており、大火であると確認できれば、各藩は京都からの注進がなくとも、藩独自の判断で駆け付けた。火災という一刻を争う事態に対処するためには藩側の独自の判断を不可欠としたのであろう。引続いて高槻・淀藩を見てみよう。高槻藩の入京は遅れ、所司代から「飛騨守殿上京に候哉と御尋」があり、家臣らは追って入京すると返答し、藩邸で待つように指示を受ける。夜中になり漸く藩主永井直期が到着したが、家臣らは所司代の指示で藩主到着まで待ち、消火担当箇所を取っていなかった。このように享保大火では高槻藩はほとんど役に立たず、「家中の面々遠慮被仰付候者多」かったという。淀藩は京留守居が注進したが、家老らの合議で出馬しなかった。これは先述したように、新藩主が代替わりの京都火消役任命を受けていなかったためである。

享保九年八月一九日、老中安藤重行は、前月二四日に郡山藩より提出された伺書に対して、「京都万一大火之節者、松平伊賀守（忠周）へ被承之、指図次第郡山火消人数可指出哉之由被申聞候、彼地火事之節者、所司代江被承合不及候間、

前々郡山城主之通、家来被指出之、火為防可被申事^㉔と返答しており、老中よりも所司代の要請なしに城下から出動することを指示されていた。おそらく留守居からの注進も所司代からの出動要請ではなく、留守居自身の判断によっていたと考えられる。また享保大火時の各藩の出動状況と対応がバラバラであるのも、所司代を中心とした統一的な動員体制が機能しておらず、その出動が各藩の判断に委ねられていたことを物語っている。

引き続き、出動後、京都到着までについて分析する^㉕。大火の報を受けて城下から出動するものの、その多くが鎮火の注進を受け、引き返すことになる。郡山藩は長池宿、膳所藩は日ノ岡までに注進を受けた場合は引き返し、これを越えた後に注進を受けた場合はそのまま京都へ向かう。また、御所・二条城出火の場合は、たとえ鎮火の注進があったとしても、そのまま京都へ向かう。到着後、郡山藩ならば東福寺辺か壬生屋敷で控え、京留守居の案内を受ける。留守居が何らかの理由でいなかった場合は、所司代へ使者を遣わし、その指示を待った。この規定を念頭に置きつつ、実際の出動から到着までの過程で注目したい事例がある。

亀山藩は宝暦一〇（一七六〇）年二月九日、二条城城中出火の注進を受け、奥平与三右衛門を中心に一・二番手を出動させた^㉖。出動した部隊は老ノ坂の手前である王子村辺で鎮火の注進を受けたが、出火場所が二条城であるため、そのまま京都をめざした。老ノ坂を越えて榎原まで来たところ、二度目の注進が留守居羽城甚太夫より届いた。所司代不在のため、甚太夫が町奉行小林春郷へ伺ったところ、「最早致消火候事故、御人数差出者不及候間、引取候様御差図」であった。これに対して、与三右衛門は「右之通甚太夫申来候得共、先年御天守炎上節、松平豊後守（資訓）様御差図二而、消火二付御人数引取候処、又々跡御固被仰付候、此度も又御固二而も被仰付候様成義二而ハ有之間敷哉」という危惧を述べ、松島幸大夫に意見を求めた。松島は留守居である父親に従い、京詰して見習いを経験しており、この時は京番二番手纏奉行を勤めていた。彼は「伊予守（小林春郷）様御差図二而御引取被成候事、右御不念二者相成不申候得共、御場所柄之儀、殊二、先年御天守炎上之節之様成義も有之候得者、最早今少事二候間、京都迄罷越、尚又甚太夫江被仰談、再応伊与守江

御伺被成候而も不苦間敷哉」と、万一に備えて京都へ向かい、到着後、甚太夫をもって再び町奉行の指示を受けるよう返答している。この意見が採用され、部隊は京都へ到着、朱雀で待機するが、結局は入京せずに龜山に帰ることになった。同月二四日、「去ル九日、二條城中出火二付、早速駆着御手配も宜候段、達 御聽大義ニ思召候」と、この時の判断が適切なものであったという評価を受けている。

以上のように、膳所・淀・龜山・郡山の四藩、これに高槻・篠山を加えてよいと考えるが、この六藩の城下にも京都大火のための火消部隊が常置されており、その合計は京詰人員の一〇一―一五倍近くにのぼる。京都が大火であればこの部隊が出勤し、到着次第所司代の指揮を受けて消火活動にあたるが、その出勤から京都到着までは藩の判断に委ねられており、それは將軍の任命に基づいて京都火消役の任務を果たしていたためである。

- ① 前掲樋爪論文、前掲安国論文五八頁、前掲針谷論文二二七頁。
- ② 「淀藩京都火消番記録」。
- ③ 「淀領引継文書集」一一八頁。
- ④ 「諸事火消方覚」(高橋正孝家文書)、「京都・南都・大坂・小泉出火申合帳」(「公儀動方集」)、「高槻藩提書」(京都大学文学部図書室所蔵謄写本)。
- ⑤ 「参勤交代年表」下二九五頁。
- ⑥ 「月堂見聞集」下二二三頁。
- ⑦ 前掲安国論文五八頁。
- ⑧ 「御留守居勤書」(松島家文書)、「京都府立総合資料館所蔵」。
- ⑨ 「先使番江被仰渡同役申合之覚」(及川家文書)。
- ⑩ 「御巡見迎送記」(亀岡市史)資料編二)七二五頁。
- ⑪ 「亀岡市史」資料編二)二二五頁。
- ⑫ 「役所日記抜書」(綾部市史)史料編)一六七・二六八・三〇一・三二二頁。
- ⑬ 「京都・南都・大坂・小泉出火申合帳」(「公儀動方集」)四一頁。
- ⑭ 「参勤交代年表」中三七頁。
- ⑮ 「福寿堂年録」享保一〇年二月二九日条。
- ⑯ 「淀領引継文書集」一一八頁。
- ⑰ 「月堂見聞集」下二二三頁。
- ⑱ 前掲岩城論文二二三―二二八頁。
- ⑲ 「淀藩京都火消番記録」。
- ⑳ 「月堂見聞集」下二二三頁。
- ㉑ 「峰山藩主参勤交代道中記」(亀岡市史)資料編二)七四二頁。
- ㉒ 注①。
- ㉓ 「福寿堂年録」享保九年八月一九日条。
- ㉔ 「諸事火消方覚」(高橋正孝家文書)、「京都・南都・大坂・小泉出火申合帳」(「公儀動方集」)。
- ㉕ 「御留守居勤書」(松島家文書)。

おわりに

岩城氏は尼崎・岸和田両藩が大坂で火災等異変が発生した場合に駆け付ける体制を「大坂守衛を任とする軍事行動であった」^①と述べている。近世の大名火消が軍事防衛に通じることは予想でき、また本稿の分析から京都大名火消は軍役であることは明らかである。行論中にも触れたように、京都火消役は御所・二条城火災時にはそのまま警固にあたっており、大名火消の消防活動と御所・二条城防衛、および周辺の治安維持は密接に関連していたと言えるだろう。ここでは結論を急がずに、史料に即して京都大名火消の性格付けを行なっておく。まず、安永四（二七七五）年作成の「官中秘策」は次のように述べている。

【史料6】

一、火消淀城主 高槻城主 当時有之
郡山より

膳所城主 亀山城主

右四人二人ツ、組合、参府帰城被仰付、右帰城之二人分隔月京都屋敷へ家来斗り差出置、尤大火之時者自身も出馬、是出火斗り
二あらず、禁裏守護のための由、依之武具幕弓鉄砲長柄等用意有之、人数者高十萬石以上者十騎、足輕六十人余、七八萬石者足
輕五十人、何れも中間者准之^②

「出火斗り二あらず、禁裏守護のため」であったという。これについて、実態を見てみよう。淀・郡山藩は京都藩邸に弓、鉄砲、長柄などの武器を常置し、また武器を藩邸に送り補充している。^③また、郡山藩の武具奉行の職務規定では、「出火之節者申合之通、早速伏見江罷越、御武器御土藏へ差出シ、御幸之宮前江揃置、持人之者江相渡」とあり、また、「御武器持人、伏見ニ而御雇、御幸之宮前江出候様、兼而申付置候事」と郡山藩にとって伏見は武装準備の拠点であった。藩邸にも当然武器は存在したが、本格的な戦闘に耐えうる武器は伏見に揃えられていたと考えられる。京都については、軍事

的要素を排除した都市であることは従来指摘されてきたが、この点にも如実にその性格が示されている。

寛延三(一七五〇)年八月二六日二条城焼失の際には、郡山藩主自身が出馬するが、伏見で鎮火の報を受け所司代から、「途中まで御出懸の事、御上京関東御機嫌御伺ひ然るへき旨」という指示を受け、藩主は「武器等途中より返し、平日の供廻りにて」所司代に対面した。また、城下からの出勤は月番老中に報告することは先述したが、「京都出火御出馬二而御領分を御越候得者」という文言からは、この出勤が軍事行動と認識されていたと考えられ、このため、京都火消役の入京にも大きな制限が存在したのであろう。

こうした大名火消の性格は幕末期に明確な形で現れる。先述したように、嘉永六(一八五三)年段階では、京都火消役は京都防衛の主力に位置付けられており、実際、プチャーチンの大坂来航時には京都防衛にあたった。しかし、全国の有力大名の藩兵が上洛し始めた段階では、もはや旧態たる軍隊と兵器しか持たない一〇万石前後の譜代藩では到底太刀打ちできるものではなかった。幕府は、文久二(一八六二)年京都守護職設置を皮切りとしてほとんど無防備に近かった京都の防衛に本腰を入れるに伴い、畿内近国の譜代藩によつて構成される大名火消はその役割を後退させていく。

以上のように、京都大名火消は、火消を主要な任務としつつ、その他非常事態・有事を想定した京都、特に禁裏の軍事防衛という性格を有していた。享保七(一七二二)年成立の京都火消役を定義すれば、將軍の任命により、京都周辺の譜代藩である、膳所・淀・龜山・郡山四藩の内在国二藩が、半年間月番交代で京詰当番を勤めるとともに、四藩に高槻・篠山藩を加えた六藩が、日常的に周辺から京都を防衛する軍役体制であった、といえる。「郡山の城主は京都の守衛たるの^⑩ところ」とは、具体的には本制度を指していたというべきであろう。最後に、本稿が明らかにした点を、「はじめに」で述べた二つの課題に関連させつつ、研究史上に位置付けておく。

① 三都の一つである京都は、江戸・大坂に比べて極端に軍事的色彩が薄いと考えられてきた。例えば江戸は、直轄軍に加えて参勤による大名が集結し、「最大の兵营地」、あるいは「軍都」と評価されることもある。大坂は「西国支配

の軍事的拠点^④であり、定番・在番・加番が置かれるとともに、岩城氏が明らかにしたように岸和田・尼崎藩の軍力があつた。江戸、大坂に対して、京都については鎌田道隆氏が、朝廷との関係から軍事力の京都配備は極力避けられていたこと、大名の参勤交代時の通行さえ京都を避ける慣行であつたことなどを指摘し、「非軍事的都市」と評価した^⑤。また藤井氏は、朝廷との関係から二条在番、禁裏附という直轄軍が京都防衛を担い、大名の軍事力を排除していたことを指摘している^⑥。本稿の分析から、幕府は直轄の常置軍に加えて周辺の譜代藩の軍事力によって防衛する体制を敷いていたといえるだろう。安岡氏の非領国論以来、当該地域に存在する大名領については、町奉行所による広域支配下で、その領主権の脆弱さ、不完全さが指摘されてきた。しかし、視点を逆に見れば、三都の一つである京都の防衛は、享保七年以前は譜代藩のみならず外様藩の軍事力、以降は譜代藩の軍事力とその判断に基づく軍事行動によって成り立っていたのである。

②当該地域における元禄→享保期の改革については、すでに先行研究で大枠が示されている。それは、民政面における勘定所による直轄化の進展と約言しうるが、軍政面においてもほぼ同様の傾向が指摘できる。すなわち、上方の軍事防衛の直轄化であり、近世前期の軍政面における相対的独自性が大きく解体され、將軍・老中を頂点とする幕藩制国家の軍事力配備の一環として制度として確立したと評価できよう。

- ① 前掲岩城論文二四頁。
- ② 「官中秘策」（『内閣文庫所蔵史籍叢刊』六、一九八二）九九七頁、
『徳川禁令考』一九八三。
- ③ 「淀藩京都火消番記録」、「京都古格書抜」（『公儀勅方集』）六八頁。
- ④ 「福寿堂年録」享保一〇年一〇月一日条。
- ⑤ 「京都・南都・大坂・小泉出火申合帳」（『公儀勅方集』）三八頁。
- ⑥ 鎌田道隆「幕末京都の政治都市化」（『京都市歴史資料館紀要』一〇、
一九九二）五四一頁。
- ⑦ 「幽蘭台年録」寛延三年八月二十六日条。
- ⑧ 「淀領引継文書集」一一八頁、第二章注②。
- ⑨ 前掲鎌田論文五四〇頁、『京都の歴史』七（京都市史編集所、一九七九）四九頁。
- ⑩ 前掲鎌田論文、『京都の歴史』七。
- ⑪ 「寛政重修諸家譜」本多忠村。
- ⑫ 前掲藤井論文二二三頁。
- ⑬ 前掲針谷論文。

- ⑭ 前掲藤井論文二二二頁。
 ⑮ 前掲鎌田論文五四一頁。
 ⑯ 前掲藤井論文二二四頁。
 ⑰ 鎌田道隆『京 花の田舎』（『記録都市生活史』八、柳原書店、一九七七）、前掲村田論文。
 ⑱ 鎌田道隆『近世都市・京都』（『季刊論叢日本文化』四、角川書店、一九七六）、なお、当該期に京都以外の直轄都市の防衛についても制
 度化が進められており、所司代・城代を中核とする上方の軍事体制の
 全体像とその直轄化の具体的な様相については今後の課題としたい。

〔付記〕本稿を作成するにあたり、史料の閲覧につきましては、大津市
 歴史博物館、京都大学文学部図書室、京都府立総合資料館、滋賀県立
 図書館、柳沢文庫のみなさまに、まことにお世話になりました。心よ
 りお礼申し上げます。また、本稿は二〇〇三年一月に京都大学大学院
 文学研究科に提出した修士論文、同年四月に日本史研究会近世史部会
 での報告をもとに作成しました。指導教官の藤井譲治先生、日本史研
 究会の委員のみなさまや当日ご参加のみなさまには貴重なご意見・ご
 教示を賜りました。あらためて感謝申し上げます。

（京都大学大学院文学研究科博士後期課程）

of Emperor Saga, who clearly relinquished sovereignty.

Reflecting this change in the emperor's sovereignty, a clear distinction was made from the ninth century onward in the ritual protocol of imperial succession between abdication or imperial funerary rites on the one hand and the accession to the throne on the other, and the moment that one became an emperor and a vacancy on the throne lost their original meanings within the original *ritsuryo* system. They came to be valued as merely formalized, ritual protocol.

A Basic Analysis of Kyoto Daimyo Hikeshi in the Edo Period

by

FUJIMOTO Hitofumi

In this study I have attempted to clarify the role of the Kyoto Daimyo Hikeshi 京都大名火消 (feudal lords charged with suppressing fires in Kyoto), especially the Kyoto Hikeshi Yaku 京都火消役 after the seventh year of Kyoho 享保 (1722), when four domains closely linked to the Shogunate 譜代藩, the Zeze 膳所, Kameyama 亀山, Yodo 淀, and Koriyama 郡山, were charged with this duty. Although previous studies have clarified its role in part, much remains to be elucidated. Through this analysis, I have both clarified the consciousness of the daimyo of the Kinai region and nearby provinces 畿内近国 toward their role and the establishment of this system as a part of this attitude, and have seen it as one aspect characteristic of the systematic reformation of the government system in the Kamigata 上方 area during the period from the Genroku 元禄 to the Kyoho era.

In sections I and II, I have focused on the relationship between the Hikeshi yaku and the Shogun 將軍 and Roju 老中 and clarified the place of this system within the *bakuhau taisei* 幕藩体制, the system of rule by the Shogun and feudal domains. First, powers of appointment and exemption were exercised through *roju hoshō* 老中奉書 or *roju kakitsuke* 老中書付, a document which conveyed the will of the Shogun, who controlled this authority. Furthermore, two of the four domains that served as Kyoto Hikeshi yaku were also paired for service in the *sankin kotai* 参勤交代 by *roju hoshō*. At the same time, other matters in the system beyond appointments and dismissals and the *sankin kokai* were the exclusive jurisdiction of the Roju.

In section III, I have described concretely the activities of the Tsukiban 月番, (those charged on a monthly basis). First, their duty was to defend the palace, Gosho 御所, and Nijo Castle 二条城, and two to three hundred men were assigned to the task. Domains served one-month terms alternately during a six-month tour of duty. If a domain could not serve, another domain would serve on a temporary basis. The Takatsuki 高槻 and Sasayama 篠山 domains were added as alternates to the system in the Kyoho and the Anei 安永 period respectively,

In section 4, I have described the relationship of the Hikeshi yaku to the offices of Kyoto Shoshidai 京都所司代, Kyoto Machi Bugyo 京都町奉行, Kamigata Metsuke 上方目付, and Kinritsuki 禁裏附. The Shoshidai had the highest-level of responsibility, but the Machi Bugyo and Kinritsuki also had the right to command the Hikeshi yaku. It was the Kyoto Rusui 京都留守居 that served as a connecting point, conveying the intentions of these Bakufu 幕府 officials to the domains but also holding meetings to express the domains' wishes to the Shoshidai, and it also took on the burden of systematizing this role.

In section 5, I have described how fire fighters would go out from their Joka 城下 station when a big fire occurred in Kyoto. They would go into action from Joka whether it was their duty month or not if a big fire had arisen. For this reason, in addition to the retainers of the domain, the general populace of the domain had to pay attention to Kyoto at all times. In the largest cases, 30 horsemen and 700 people were mobilized from each domain, so that approximately 150 horsemen and 3500 people assembled in Kyoto under the system. Moreover, this mobilization was determined by the judgment of domains themselves because the system was based on the appointment power of the Shogun.

The chief duty of the Kyoto Daimyo Hikeshi, which was systematically organized in the aforementioned manner, was to fight fires, but it was also a military organization that operated in emergencies, which often included military tensions. It has been a common claim that the size of permanent military forces stationed in Kyoto was extremely small, and the capital has been called a "demilitarized city," but this situation was a result of the fact that a system to defend Kyoto by nearby domains that were closely associated with the Shogunate had been instituted. Furthermore, it can be seen that direct control and systematization of the military administration of the Kamigata region by the Shogunate progressed in the period from the Genroku through the Kyoho era, so the relative autonomy of the military administration in the early Edo period was greatly diminished and the system was incorporated as a part of the disposition of forces of the bakuhansei kokka 幕藩制国家, a nation state ruled by in the bakuhan taisei.